

ドイチェ・インド株式ファンド

追加型投信／海外／株式

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

2025.9.3

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

1. 本書により行うドイチェ・インド株式ファンド（以下「ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を 2025 年 9 月 2 日に関東財務局長に提出し、2025 年 9 月 3 日にその効力が発生しております。
2. 当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. 本書は、有価証券届出書（第三部の第 2 及び第 3 を除きます。）の内容を記載したものであり、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。

発 行 者 名：ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
代 表 者 の 役 職 氏 名：代表取締役社長 弘貴・ゲアハルト・ヴィースホイ
本 店 の 所 在 の 場 所：東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号 麻布台ヒルズ森 JP タワー
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

目 次

項 目	ページ
第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	4
第 1 【ファンドの状況】	4
第 2 【管理及び運営】	27
第 3 【ファンドの経理状況】	33
第 4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	61
第三部 【委託会社等の情報】	62
第 1 【委託会社等の概況】	62
投資信託約款	

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ドイチェ・インド株式ファンド

(以下「ファンド」という場合があります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

※ 「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

(7)【申込期間】

2025年9月3日から2026年2月27日まで（継続申込期間）

ただし、取得申込受付日がインドの取引所の休業日、シンガポールの銀行休業日及びその前営業日のいずれかに該当する場合、取得申込みの受付は行いません。

※ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。
販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(9) 【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。
各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、申込みの取扱いを行った販売会社（上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。）において払込みを取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、インドの取引所の休業日、シンガポールの銀行休業日及びその前営業日のいずれかに該当する日を除きます。）の午後3時30分^{※1}までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

※1 販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約^{※2}を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

②取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

③振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振

替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

④投資信託の基礎知識

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。
その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。



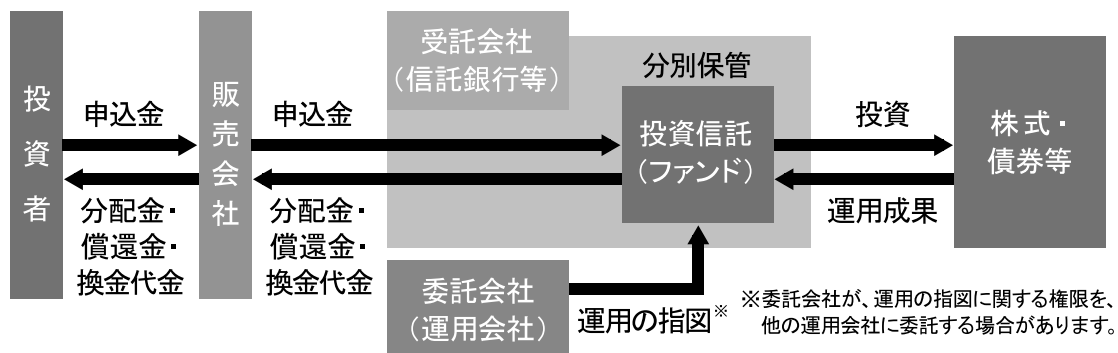
少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。
運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社(運用会社)は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社(証券会社や銀行、保険会社等の金融機関)です。

受託会社(信託銀行等)は、信託財産(投資信託において運用される株式や債券、現金等)の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。



留意ポイント

- (1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
- (2) 保有期間中に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
- (3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
- (4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
- (5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
- (6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ ホームページアドレス <https://funds.dws.com/ja-jp/>

・ 電話番号 03-6730-1308 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

②信託金の限度額

1兆円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF MR F E T F	インデックス型
	海外	債券 不動産投信		
追加型投信	内外	その他資産() 資産複合		特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「海外」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「株式」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

<属性区分表>

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象イン デックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本			日経225	ブル・ ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性()	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ()	TOPIX	条件付 運用型 ロング・ショ ート型/絶対収 益追求型
不動産投信	日々	中南米				
その他資産 (投資信託証券(株式))	その他 ()	アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 ()	その他 ()
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東(中東) エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※ 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<属性区分の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に株式に投資するため、商品分類表の「投資対象資産（収益の源泉）」においては「株式」に分類されます。
2. 「決算頻度」の区分のうち、「年1回」とは、目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象地域」の区分のうち、「アジア」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
4. 「投資形態」の区分のうち、「ファンド・オブ・ファンズ」とは、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
5. 「為替ヘッジ」の区分のうち、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

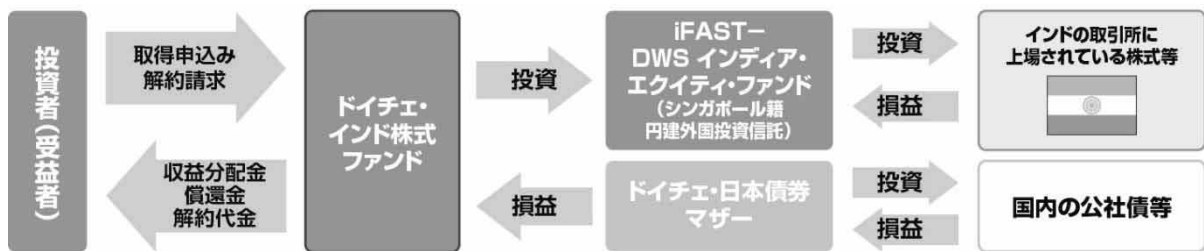
なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

④ファンドの特色

1	主としてインドの取引所に上場されている株式（これに準ずるものを含みます。）に実質的な投資を行います。
---	--

2	当ファンドはファンド・オブ・ファンズ的方式で運用を行います。
---	--------------------------------

- 当ファンドは、インド株式への投資を行う「iFAST-DWS インディア・エクイティ・ファンド」（シンガポール籍円建外国投資信託）と「ドイチェ・日本債券マザー」に投資するファンド・オブ・ファンズです。



3	主な投資対象である iFAST-DWS インディア・エクイティ・ファンドは、DWSインベストメント GmbH が運用を行います。
---	--

- DWSインベストメント GmbH は、PGIM インディア・アセット・マネジメント・プライベート・リミテッドよりインド株式の運用に関する投資助言を受けます。

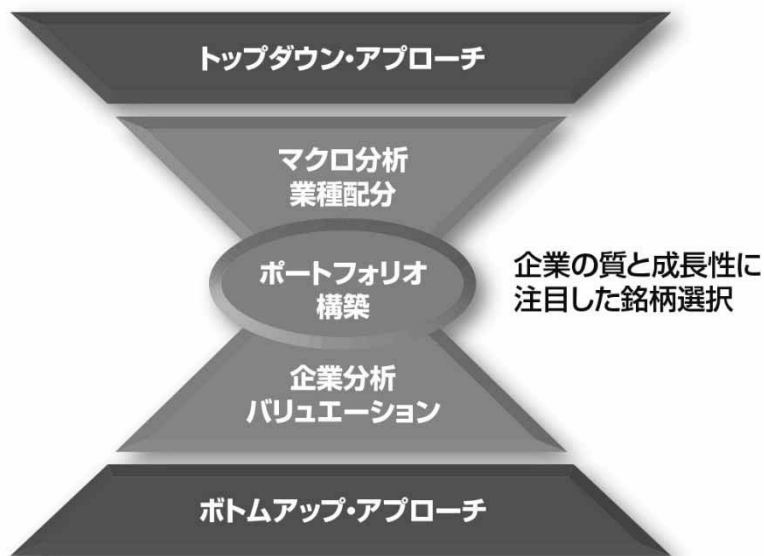
- DWSインベストメント GmbH はDWSグループのドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用成果の実現を目指します。

4	実質的な外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
---	----------------------------------

<運用プロセス>

株式への投資にあたっては、収益性・成長性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

トップダウン・アプローチによる業種配分の決定及びボトムアップ・アプローチによる個別銘柄の選択を行い、ポートフォリオを構築します。



- 綿密な企業調査に基づいたアクティブ運用を行います。
- 企業への取材等を通じて独自の視点で情報を収集・分析し、投資判断を行います。
- 個々の銘柄選択においては、企業の質と競争力に着目し、長期的な成長性を重視します。
- キャッシュフローに基づく利益率に注目し、継続的にバリュエーションをモニターします。

(注1) 上記運用プロセスは、当ファンドの主要投資対象である i F A S T - D W S インディア・エクイティ・ファンドに関するものです。

(注2) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

(注) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

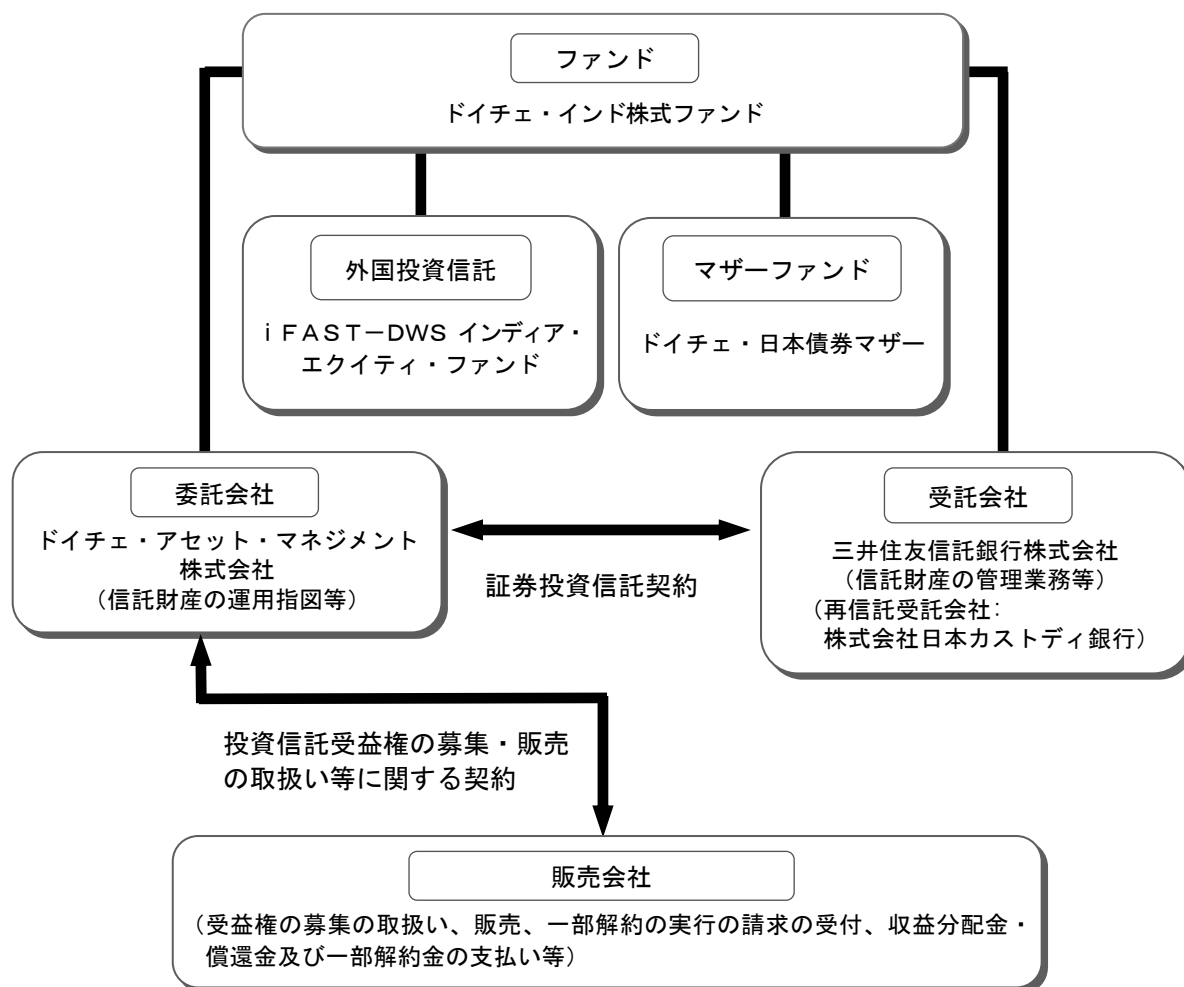
2004年12月20日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

2013年 8 月30日 信託期間を2024年11月29日までに変更（当初は2014年11月28日まで）

2024年 3 月 1 日 信託期間を2029年11月30日までに変更（変更前は2024年11月29日まで）

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



②委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. ドイツ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b. 三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

c. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

③委託会社の概況

a. 資本金の額（2025年6月末現在）

3,078百万円

b. 沿革

1985年	モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立
1987年	投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990年	ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント（株）に社名を変更
1995年	ディービー モルガン グレンフェル 投信投資顧問（株）に社名を変更 証券投資信託委託会社免許取得
1996年	ドイチェ・モルガン・グレンフェル 投信投資顧問（株）に社名を変更
1999年	バンカース・トラスト 投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント（株）に社名を変更
2002年	チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併
2005年	ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用サービス業務を統合 資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化

c. 大株主の状況（2025年6月末現在）

名 称： DWS グループ G m b H & C o . K G a A

住 所： ドイツ連邦共和国60329 ヘッセン フランクフルト・アム・マイン マインツァー・ラント通り11-17

所有株式： 61,560株

所有比率： 100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

②投資態度

主として円建の外国投資信託である i F A S T－DWS インディア・エクイティ・ファンド及び証券投資信託であるドイチェ・日本債券マザーの投資信託証券（以下総称して、もしくはそれぞれを「指定投資信託証券」ということがあります。）への投資を通じて、インドの取引所に上場されている株式（これに準ずるものを含みます。）に実質的な投資を行います。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

なお、市況動向及び資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

③銘柄選定の方針

指定投資信託証券については、その具体的な投資対象を重視して選定を行います。また、余裕資金の円滑な運用を目的とした選定も行います。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②投資の対象とする有価証券等

- a. 当ファンドにおいて投資の対象とする有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、円建の外国投資信託である i F A S T－DWS インディア・エクイティ・ファンド及び証券投資信託であるドイチェ・日本債券マザーのほか、次に掲げるものとします。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び、社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

2. コマーシャル・ペーパー

3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. 及び上記2. の証券の性質を有するもの

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記1. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資並びに現先取引及び債券貸借取引に限り行うことができます。

- b. 委託会社は、信託金を、上記 a. に掲げる有価証券のほか、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

<当ファンドが主に投資する指定投資信託証券の概要>

ファンド名	i F A S T－DWS インディア・エクイティ・ファンド
形態	シンガポール籍外国投資信託
表示通貨	円
運用の基本方針	MSCI India Index (MSCI インディア インデックス) ※1をベンチマークとし、信託財産の中長期的な成長を目指します。
主な投資対象	インドの取引所に上場されている株式及びこれに準ずるもの※2
主な投資制限	・株式への投資割合に制限を設けません。 ・原則として、為替ヘッジは行いません。 ・純資産総額の30%を上限として、ルピー建の債券等に投資することがあります。
投資運用会社	DWSインベストメントGmbH (P G I M インディア・アセット・マネジメント・プライベート・リミテッドより投資助言を受けます。)
管理会社	i F A S Tフィナンシャル・ピーティーイー・リミテッド

※1 MSCI インディア インデックスは、MSCIインク（以下「MSCI」といいます。）が開発した株価指数（時価総額加重インデックス）です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

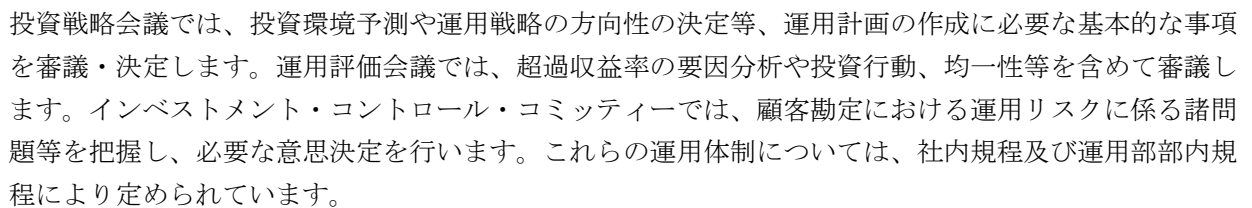
※2 ワラント（新株予約権付社債）、C B（転換社債）、D R（預託証書）等

ファンド名	ドイチェ・日本債券マザー
形態	親投資信託
表示通貨	円
運用の基本方針	主に国内の公社債に投資し、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。
主な投資対象	国内の公社債等
主な投資制限	外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
投資運用会社 (委託会社)	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

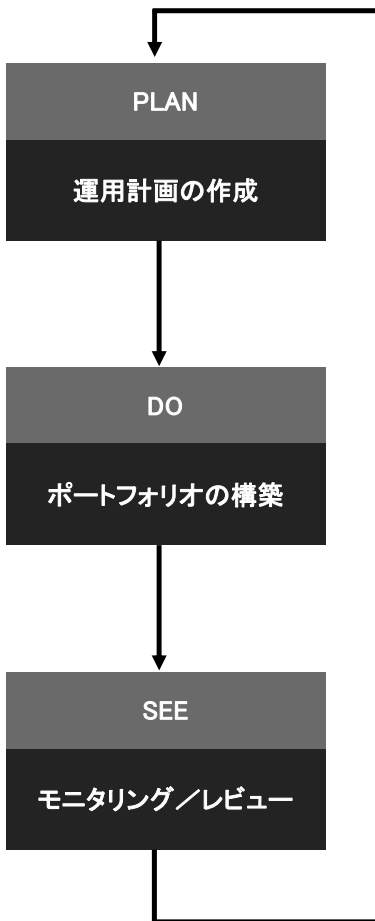
(注1) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(注2) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となる場合があります。

<運用体制>



<運用の流れ>



- 運用計画の作成にあたっては、グローバルに展開するDWSグループ内で情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- 投資戦略会議において、各投資対象についての大きな運用方針を決定します。
- 運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがってファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。
- 承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。
- 各拠点で運用ガイドライン・モニタリングを担当するチームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- 運用評価会議では、ファンドの運用成績を分析するとともに、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性等についてレビューを行います。
- インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

<内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織>

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、アセットマネジメントコンプライアンス部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

<委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制>

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社のアセットマネジメント業務部においてモニターしております。

(注) 運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則として毎年11月30日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

＜信託約款で定める投資制限＞

①株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

④信用リスク集中回避のための投資制限

- a. 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- b. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑤資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜法令で定める投資制限＞

①同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の a. の数が b. の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

②デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

③信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて株式等の値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①株価変動リスク

当ファンドは主に株式に投資する投資信託証券に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株価は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②為替変動リスク

当ファンドは主に外国の株式に投資する投資信託証券に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該投資信託証券が組入れている外貨建資産の通貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国市場には、一般に先進諸国の市場に比べ、規模、取引量が小さく、法制度（市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、並びに決済の低い効率性が考えられます。また、発行者情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、新興国への投資については、一般的に先進諸国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

④信用リスク

当ファンドが投資信託証券を通じて投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の株式は、先進諸国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、投資対象とする投資信託証券において機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥その他の留意点

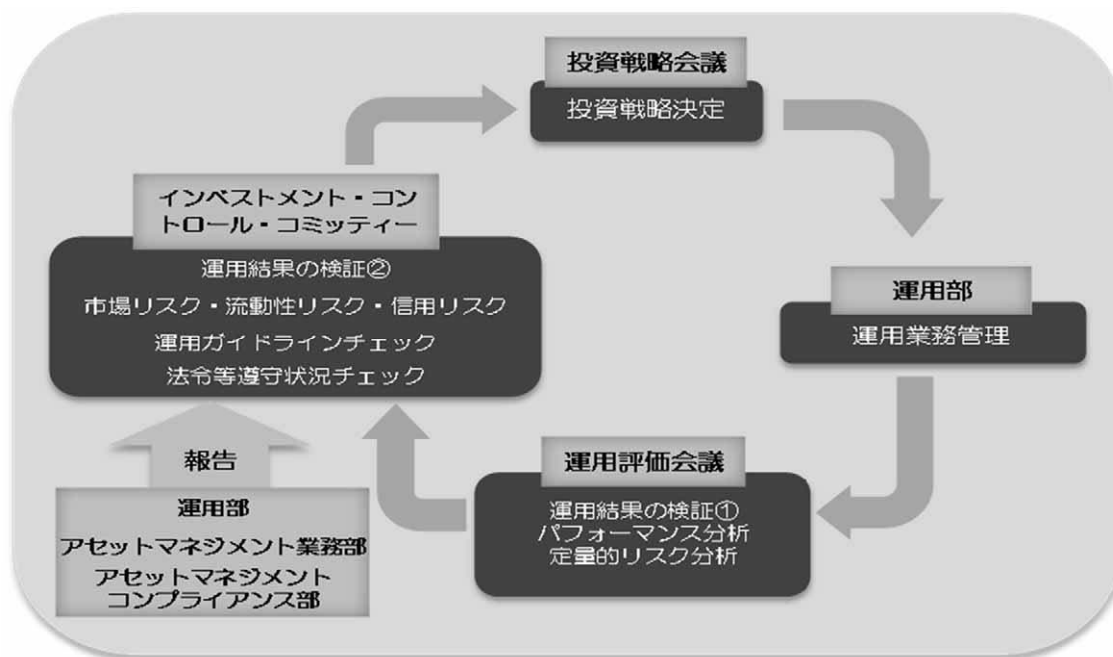
- ・当ファンドの資産規模に対して大量の追加設定（ファンドへの資金流入）または大量の一部解約（ファンドからの資金流出）があった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。また、大量の追加設定があった場合、当ファンドが投資する投資信託証券においても原則として迅速に有価証券の組入れを行います。買付予定銘柄によっては流動性等の観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その結果、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約代金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる

価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、解約申込みの受付が中止となる可能性、解約代金の支払いが遅延する可能性等があります。

- ・委託会社は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消すことができます。
- ・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託が償還することとなる場合等に必要の手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ・当ファンドは、以下の日は取得申込み及び解約請求の受付を行いません。
インドの取引所の休業日、シンガポールの銀行休業日及びその前営業日
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制等の様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。



委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

(注) 投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

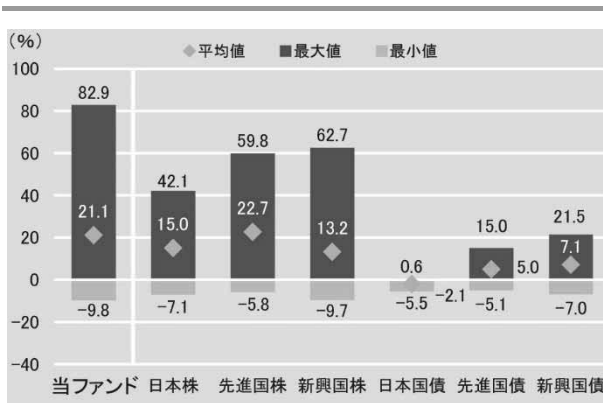
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1, ※2

(2020年7月～2025年6月)



当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1, ※3, ※4

(2020年7月～2025年6月)



- ※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。
- ※3 2020年7月～2025年6月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。
日本株：TOPIX（配当込み）
先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI 国債
先進国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・グローバル（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）
- (注1) すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
(注2) 先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- ・TOPIX（東証株価指数）の指数値及びTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCI コクサイ・インデックス及びMSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI インク（以下「MSCI」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPIは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFR」といいます。）が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利はNFRに帰属します。なお、NFRはNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・グローバル（除く日本）及びJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P. Morgan Securities LLC（以下「J.P. Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P. Morganは、インデックス及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でインデックス及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P. Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはインデックス及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

（注）申込手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.375%（税抜1.25%）を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

	配分（年率、税抜）	役務の内容
委託会社	0.50%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.70%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価
受託会社	0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

なお、この他に当ファンドが投資対象とする i F A S T－DWS インディア・エクイティ・ファンド（以下「投資対象ファンド」といいます。）に関しても、信託報酬相当額（本書作成日現在、投資対象ファンドの信託財産の純資産総額に対して年率0.60%以内）がかかります（ドイチェ・日本債券マザーについては、信託報酬はかかりません。）。

したがって、当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬相当額を加算した実質的な信託報酬は、本書作成日現在、当ファンドの純資産総額に対し、年率1.975%程度（税込）となります。なお、この実質的な信託報酬は、あくまでも概算値であり、当ファンドにおける実際の投資対象ファンドの組入状況等によっては変動することがあります。

②上記①の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。以下同じ。）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

(4)【その他の手数料等】

①当ファンド及び組入ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。

ただし、これらの費用のうち当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率0.10%を上限とします。

②当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計

算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

- ③上記①の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

①個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「②収益分配金について」をご参照下さい。）

②収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（i）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ii）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

③課税の取扱いについて

以下の内容は2025年6月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

◆収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

◆一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA（ニーサ））の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

b. 法人の受益者に対する課税

◆収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

（注2）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（注3）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

（参考情報）

ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（2023年12月1日～2024年12月2日）における当ファンドの総経費率は以下のとおりです。

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他の費用の比率
2.05%	1.37%	0.68%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値です。

※その他の費用には、投資対象とする投資信託証券（投資先ファンド）にかかる費用が含まれています。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

ドイチェ・インド株式ファンド

(2025年6月30日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	シンガポール	16,367,192,380	99.30
親投資信託受益証券	日本	5,997,909	0.04
コール・ローン・その他の資産（負債控除後）	—	109,962,582	0.66
合計（純資産総額）		16,483,152,871	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ドイチェ・インド株式ファンド

＜評価額（全銘柄）＞

(2025年6月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	シンガポール	投資信託受益証券	iFAST-DWS インディア・エクイ ティ・ファンド	213,059	77,841	16,584,725,619	76,820	16,367,192,380	99.30
2	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券 マザー	4,549,730	1.3509	6,146,230	1.3183	5,997,909	0.04

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

＜種類別投資比率＞

(2025年6月30日現在)

種類	国内／外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	外国	99.30
親投資信託受益証券	国内	0.04
合計		99.33

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

ドイチェ・インド株式ファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ドイチェ・インド株式ファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

ドイチェ・インド株式ファンド

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11計算期間末（2015年11月30日）	14,329	14,329	1.1959	1.1959
第12計算期間末（2016年11月30日）	11,917	11,917	1.0978	1.0978
第13計算期間末（2017年11月30日）	13,638	13,638	1.4697	1.4697
第14計算期間末（2018年11月30日）	11,995	11,995	1.4490	1.4490
第15計算期間末（2019年12月2日）	10,639	10,639	1.4994	1.4994
第16計算期間末（2020年11月30日）	9,749	9,749	1.5494	1.5494
第17計算期間末（2021年11月30日）	11,271	11,271	2.1405	2.1405
第18計算期間末（2022年11月30日）	12,022	12,022	2.5363	2.5363
第19計算期間末（2023年11月30日）	14,174	14,174	2.8068	2.8068
第20計算期間末（2024年12月2日）	17,491	17,491	3.3660	3.3660
2024年6月末日	18,695	—	3.6573	—
7月末日	19,027	—	3.6509	—
8月末日	18,030	—	3.4416	—
9月末日	18,126	—	3.4540	—
10月末日	18,116	—	3.4484	—
11月末日	17,483	—	3.3646	—
12月末日	17,821	—	3.4507	—
2025年1月末日	16,282	—	3.1780	—
2月末日	15,020	—	2.9528	—
3月末日	16,002	—	3.1693	—
4月末日	15,421	—	3.0722	—
5月末日	15,944	—	3.1826	—
6月末日	16,483	—	3.2994	—

（注）純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

② 【分配の推移】

ドイチェ・インド株式ファンド

		1口当たりの分配金（円）
第11計算期間	2014年12月2日～2015年11月30日	0.0000
第12計算期間	2015年12月1日～2016年11月30日	0.0000
第13計算期間	2016年12月1日～2017年11月30日	0.0000
第14計算期間	2017年12月1日～2018年11月30日	0.0000
第15計算期間	2018年12月1日～2019年12月2日	0.0000
第16計算期間	2019年12月3日～2020年11月30日	0.0000
第17計算期間	2020年12月1日～2021年11月30日	0.0000
第18計算期間	2021年12月1日～2022年11月30日	0.0000
第19計算期間	2022年12月1日～2023年11月30日	0.0000
第20計算期間	2023年12月1日～2024年12月2日	0.0000

③【収益率の推移】

ドイチェ・インド株式ファンド

		収益率 (%)
第11計算期間	2014年12月 2日～2015年11月30日	△8.9
第12計算期間	2015年12月 1日～2016年11月30日	△8.2
第13計算期間	2016年12月 1日～2017年11月30日	33.9
第14計算期間	2017年12月 1日～2018年11月30日	△1.4
第15計算期間	2018年12月 1日～2019年12月 2日	3.5
第16計算期間	2019年12月 3日～2020年11月30日	3.3
第17計算期間	2020年12月 1日～2021年11月30日	38.2
第18計算期間	2021年12月 1日～2022年11月30日	18.5
第19計算期間	2022年12月 1日～2023年11月30日	10.7
第20計算期間	2023年12月 1日～2024年12月 2日	19.9
第21中間計算期間	2024年12月 3日～2025年 6月 2日	△6.0

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

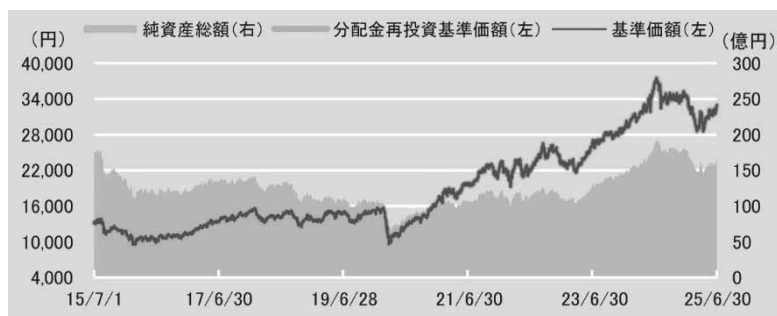
(4)【設定及び解約の実績】

ドイチェ・インド株式ファンド

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

		設定口数 (口)	解約口数 (口)
第11計算期間	2014年12月 2日～2015年11月30日	2,923,352,701	4,279,449,094
第12計算期間	2015年12月 1日～2016年11月30日	520,639,419	1,646,365,821
第13計算期間	2016年12月 1日～2017年11月30日	1,487,975,159	3,064,142,003
第14計算期間	2017年12月 1日～2018年11月30日	1,187,162,241	2,189,036,245
第15計算期間	2018年12月 1日～2019年12月 2日	500,480,394	1,682,314,785
第16計算期間	2019年12月 3日～2020年11月30日	440,820,289	1,244,965,322
第17計算期間	2020年12月 1日～2021年11月30日	535,776,170	1,562,002,349
第18計算期間	2021年12月 1日～2022年11月30日	460,812,775	986,512,718
第19計算期間	2022年12月 1日～2023年11月30日	706,434,181	396,352,030
第20計算期間	2023年12月 1日～2024年12月 2日	797,271,497	651,066,697
第21中間計算期間	2024年12月 3日～2025年 6月 2日	110,741,013	298,183,226

基準価額・純資産の推移 (2015/7/1～2025/6/30)



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

なお、分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。

ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

分配の推移

1万口当たり、税引前	
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
2020年12月	0円
設定来累計	8,500円

主要な資産の状況

iFAST-DWS インディア・エクイティ・ファンド
における組入上位10銘柄

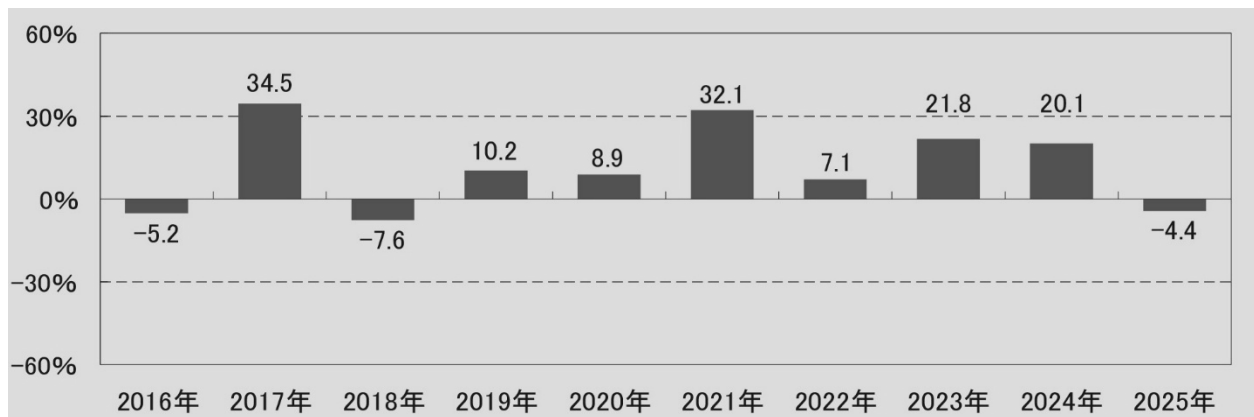
	銘柄	業種	比率(%)
1	ICICI BANK LTD	金融	8.3
2	BHARTI AIRTEL LTD	コミュニケーション・サービス	7.5
3	HDFC BANK LTD	金融	7.2
4	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	6.5
5	INFOSYS LTD	情報技術	6.0
6	BHARAT ELECTRONICS LTD	資本財・サービス	3.9
7	STATE BANK OF INDIA	金融	2.9
8	MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	ヘルスケア	2.8
9	ULTRATECH CEMENT LTD	素材	2.8
10	INDIAN HOTELS CO LTD/THE	一般消費財・サービス	2.8

iFAST-DWS インディア・エクイティ・ファンドにおける
業種別構成比（上位5業種）

業種	比率(%)
金融	24.7
資本財・サービス	13.1
一般消費財・サービス	11.3
情報技術	11.3
ヘルスケア	9.9

※ 比率はiFAST-DWS インディア・エクイティ・ファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

※2 2025年は6月末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ①取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、インドの取引所の休業日、シンガポールの銀行休業日及びその前営業日のいずれかに該当する日を除きます。）の午後3時30分^{※1}までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

※1 販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約^{※2}を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

- ②当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ③申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

- ④申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

- ⑤申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

- ⑥申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

- ⑦取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ ホームページアドレス <https://funds.dws.com/ja-jp/>
- ・ 電話番号 03-6730-1308（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、インドの取引所の休業日、シンガポールの銀行休業日及びその前営業日のいずれかに該当する日を除きます。）の午後3時30分※までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

※ 販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

②当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

④解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

※ 「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

⑤お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

⑥解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

⑦委託会社は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記④に準じて計算された価額とします。

⑧信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

（注）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ ホームページアドレス <https://funds.dws.com/ja-jp/>
- ・ 電話番号 03-6730-1308（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

＜基準価額の計算方法等について＞

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/ja-jp/>

・電話番号 03-6730-1308（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：インド株）

＜運用資産の評価基準及び評価方法＞

投資信託証券	原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
マザーファンド	基準価額で評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（2004年12月20日）から2029年11月30日までとします。

ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者にとって有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

①当ファンドの計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。

②上記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は上記「(3) 信託期間」に規定する信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①信託の終了

(イ)委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ)委託会社は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ハ)委託会社は、上記(イ)及び(ロ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ニ)上記(ハ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ホ)上記(ニ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。
- (ヘ)委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ト)上記(ニ)から(ヘ)までの規定は、上記(ロ)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ニ)の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。

②信託約款の変更

- (イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ)上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ)上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ)委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいます。

④委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- (イ)委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②(ニ)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑤運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に、期中の運用経過及び組入有価証券の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知っている受益者に対して交付します。なお、委託会社は、運用報告書（全体版）については電磁的方法により受益者に提供します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

⑥関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約>

当初の契約の有効期間は原則として1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び

販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

⑦委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

(イ)委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ロ)委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

(イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

(ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑪再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は原則として税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受けた日から起算して7営業日目から受益者に支払われます。

(4) 反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要（5）その他」の「①信託の終了」、または「②信託約款の変更」のうちその内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間（2023年12月1日から2024年12月2日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・インド株式ファンドの2023年12月1日から2024年12月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・インド株式ファンドの2024年12月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ドイチェ・インド株式ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第19期計算期間 (2023年11月30日現在)	第20期計算期間 (2024年12月2日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	258,173,528	225,178,381
投資信託受益証券	14,021,343,507	17,416,067,499
親投資信託受益証券	6,308,655	6,146,230
未収利息	—	616
流動資産合計	14,285,825,690	17,647,392,726
資産合計	14,285,825,690	17,647,392,726
負債の部		
流動負債		
未払解約金	17,600,601	29,696,389
未払受託者報酬	3,687,069	5,009,726
未払委託者報酬	88,489,601	120,233,466
未払利息	707	—
その他未払費用	1,297,752	1,295,937
流動負債合計	111,075,730	156,235,518
負債合計	111,075,730	156,235,518
純資産の部		
元本等		
元本	5,050,148,223	5,196,353,023
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,124,601,737	12,294,804,185
（分配準備積立金）	6,420,856,357	8,167,719,540
元本等合計	14,174,749,960	17,491,157,208
純資産合計	14,174,749,960	17,491,157,208
負債純資産合計	14,285,825,690	17,647,392,726

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期計算期間 (自 2022年12月 1日 至 2023年11月30日)	第20期計算期間 (自 2023年12月1日 至 2024年12月2日)
営業収益		
受取利息	—	93,237
有価証券売買等損益	1,491,078,272	3,000,756,267
営業収益合計	1,491,078,272	3,000,849,504
営業費用		
支払利息	193,290	36,492
受託者報酬	6,728,294	9,258,816
委託者報酬	161,478,816	222,211,460
その他費用	2,871,170	2,866,137
営業費用合計	171,271,570	234,372,905
営業利益	1,319,806,702	2,766,476,599
経常利益	1,319,806,702	2,766,476,599
当期純利益	1,319,806,702	2,766,476,599
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	19,135,887	255,335,195
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	7,282,246,376	9,124,601,737
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,147,681,048	1,850,472,708
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,147,681,048	1,850,472,708
剰余金減少額又は欠損金増加額	605,996,502	1,191,411,664
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	605,996,502	1,191,411,664
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	9,124,601,737	12,294,804,185

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2024年11月30日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を2024年12月2日としております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第19期計算期間 (2023年11月30日現在)	第20期計算期間 (2024年12月2日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第19期計算期間 (2023年11月30日現在)	第20期計算期間 (2024年12月2日現在)
1. 受益権の総数	5, 050, 148, 223口	5, 196, 353, 023口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2. 8068円 (28, 068円)	3. 3660円 (33, 660円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第19期計算期間 (自 2022年12月 1日 至 2023年11月30日)	第20期計算期間 (自 2023年12月1日 至 2024年12月2日)
分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1, 300, 762, 435円)、収益調整金(3, 208, 173, 252円)、分配準備積立金(5, 120, 093, 922円)より、分配対象収益は、9, 629, 029, 609円(1万口当たり19, 066円)であります。が、今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(117, 847円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(2, 510, 937, 537円)、収益調整金(4, 255, 840, 963円)、分配準備積立金(5, 656, 664, 156円)より、分配対象収益は、12, 423, 560, 503円(1万口当たり23, 908円)であります。が、今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第19期計算期間 (自 2022年12月 1日 至 2023年11月30日)	第20期計算期間 (自 2023年12月1日 至 2024年12月2日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。	同左
-------------------	---	----

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期計算期間 (2023年11月30日現在)	第20期計算期間 (2024年12月2日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第19期計算期間 (2023年11月30日現在)	第20期計算期間 (2024年12月2日現在)
投資信託受益証券	1,500,792,937	2,964,722,979
親投資信託受益証券	△88,265	△162,425
合計	1,500,704,672	2,964,560,554

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第19期計算期間 (2023年11月30日現在)	第20期計算期間 (2024年12月2日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	4,740,066,072	5,050,148,223
期中追加設定元本額	706,434,181	797,271,497
期中一部解約元本額	396,352,030	651,066,697

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	i F A S T—D W S インディア・エクイティ・ファンド	223,739	17,416,067,499	
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	4,549,730	6,146,230	
合計			17,422,213,729	

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「iFAST—DWS インディア・エクイティ・ファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同投資信託の受益証券です。

また、当ファンドは「ドイチェ・日本債券マザー」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。

2023年12月31日現在における同投資信託の状況及び当ファンドの計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。なお、以下に記載した情報は監査の対象外となっております。

1. 「iFAST—DWS インディア・エクイティ・ファンド」の状況

以下に記載した情報は、同投資信託の委託会社であるiFASTフィナンシャル・ピーティーイー・リミテッドからの情報に基づき、2023年12月31日現在の財務の状況を記載したものであります。同投資信託受益証券の2023年12月31日現在の財務の状況は、シンガポールの法律に基づき一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。

同投資信託受益証券の「貸借対照表」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」及び「組入資産の明細」は、2023年12月31日現在の財務書類の一部を翻訳したものです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。独立の監査人による監査を受けた同投資信託受益証券の財務書類から抜粋したものであります。

(1) 貸借対照表

	2023年12月31日現在 金額(シンガポールドル)
資産の部	
有価証券	125,740,222
未収入金	96,425
現金及び預金	13,311,195
資産合計	139,147,842
負債・純資産の部	
未払金	86,705
純資産	139,061,137
負債・純資産合計	139,147,842

(2) 損益計算書

	2023年12月31日に終了した事業年度 金額(シンガポールドル)
収益	
受取配当金	1,604,303
受取利息	104,156
収益合計	1,708,459
費用	
会計及び専門家報酬	82,026
監査費用	45,217
保管費用	62,782
委託者報酬	595,558
登録費用	9,607
受託者報酬	42,776
取引費用	10,195
その他費用	10,186
費用合計	858,347
純損益	850,112

投資純利益	18,193,619
外国為替予約損失	△18,603
為替差損益	△256,832
投資純損益	17,918,184
税引前純利益	18,768,296
課税額	△713,585
税引後純利益	18,054,711

(3) 純資産変動計算書

2023年12月31日に終了した事業年度
金額(シンガポールドル)

期首純資産金額	115,776,281
運用による純資産の増加額	18,054,711
設定による資金流入	6,702,934
解約による資金流出	△1,472,789
期末純資産金額	139,061,137

(4) 組入資産の明細

(2023年12月31日現在)

銘柄名	数量	評価額 (シンガポールドル)
Larsen & Toubro Limited	220,000	12,275,747
ICICI Bank Limited	640,000	10,427,405
HDFC Bank Limited	357,266	9,676,136
Reliance Industries Limited	220,000	9,015,002
Infosys Technologies Limited	355,000	8,677,514
State Bank of India Limited	830,000	8,444,237
HCL Technologies Limited	250,000	5,817,664
Bajaj Finance Limited	50,000	5,791,509
TATA Consultancy Services Limited	95,000	5,716,755
Mahindra & Mahindra Limited	150,000	4,101,691
Bharti Airtel Limited	245,000	3,998,491
Hindustan Unilever Limited	93,000	3,917,916
Ultratech Cement Limited	21,000	3,489,479
Tata Consumer Products Limited	200,000	3,444,311
Axis Bank Limited	185,000	3,226,164
Kotak Mahindra Bank Limited	95,000	2,865,794
Maruti Suzuki India Limited	17,000	2,776,484
Dr Reddy's Laboratories Limited	28,000	2,574,800
Sun Pharmaceuticals Industries Limited	110,000	2,197,080
Apollo Hospitals Enterprise Limited	22,000	1,989,560
SBI Life Insurance Company Limited	70,000	1,586,780
Divi's Laboratories Limited	23,500	1,455,811
Ashok Leyland Limited	440,000	1,263,495
ITC Limited	170,000	1,245,012
Jindal Steel & Power Limited	90,000	1,064,300
Finolex Industries Limited	310,000	1,032,699
UPL Limited	108,000	1,006,063
Shree Cement Limited	2,200	996,639
Ramco Cements Limited	60,000	965,479
Pidilite Industries Limited	20,000	859,176
Reliance Strategic Investments Limited	220,000	812,397
ICICI Lombard General Insurance Company Limited	36,000	810,352
Nippon Life India Asset Management Limited	100,000	706,521

Petronet LNG Limited	160,000	565,090
Tata Steel Limited	216,920	478,998
Dabur India Limited	53,000	467,671
合計		125,740,222

2. 「ドイチェ・日本債券マザー」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(2023年11月30日現在)	(2024年12月2日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	30,186,470	26,032,664
国債証券	1,690,681,340	1,636,748,250
特殊債券	205,414,000	201,152,000
未収利息	9,745,556	9,328,696
流動資産合計	1,936,027,366	1,873,261,610
資産合計	1,936,027,366	1,873,261,610
負債の部		
流動負債		
未払利息	82	—
流動負債合計	82	—
負債合計	82	—
純資産の部		
元本等		
元本	1,396,218,214	1,386,657,364
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	539,809,070	486,604,246
元本等合計	1,936,027,284	1,873,261,610
純資産合計	1,936,027,284	1,873,261,610
負債純資産合計	1,936,027,366	1,873,261,610

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2023年11月30日現在)	(2024年12月2日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年11月30日現在)	(2024年12月2日現在)
1. 受益権の総数	1, 396, 218, 214口	1, 386, 657, 364口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1. 3866円 (13, 866円)	1. 3509円 (13, 509円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2022年12月 1日 至 2023年11月30日)	(自 2023年12月1日 至 2024年12月2日)
1. 金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業	同左

	務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。	
--	---	--

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年11月30日現在)	(2024年12月2日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(2023年11月30日現在)	(2024年12月2日現在)
国債証券	11,696,160	204,700
特殊債券	△240,000	△130,000
合計	11,456,160	74,700

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2023年11月30日現在)	(2024年12月2日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,411,325,671	1,396,218,214
期中追加設定元本額	61,683,962	50,473,241
期中一部解約元本額	76,791,419	60,034,091
期末元本額	1,396,218,214	1,386,657,364
2. 元本の内訳		
ドイツ・ライフ・プラン30	795,249,561	776,514,951
ドイツ・ライフ・プラン50	467,753,354	471,057,390
ドイツ・ライフ・プラン70	128,665,569	134,535,293
ドイツ・インド株式ファンド	4,549,730	4,549,730

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	数量	評価額(円)	備考
国債証券	第7回利付国債(40年)	105,000,000	92,835,750	
	第341回利付国債(10年)	80,000,000	79,832,800	
	第345回利付国債(10年)	90,000,000	89,090,100	
	第347回利付国債(10年)	100,000,000	98,709,000	
	第350回利付国債(10年)	50,000,000	49,113,000	
	第47回利付国債(30年)	120,000,000	113,922,000	
	第58回利付国債(30年)	110,000,000	85,037,700	
	第99回利付国債(20年)	130,000,000	135,752,500	
	第102回利付国債(20年)	80,000,000	84,865,600	
	第120回利付国債(20年)	140,000,000	146,490,400	
	第141回利付国債(20年)	230,000,000	244,630,300	
	第149回利付国債(20年)	100,000,000	104,220,000	
	第166回利付国債(20年)	40,000,000	36,300,400	
	第174回利付国債(20年)	170,000,000	141,509,700	
	第184回利付国債(20年)	150,000,000	134,439,000	
小計			1,636,748,250	
特殊債券	第42回道路債券	200,000,000	201,152,000	
小計			201,152,000	
合計			1,837,900,250	

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期中間計算期間（2024年12月3日から2025年6月2日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年7月2日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・インド株式ファンドの2024年12月3日から2025年6月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・インド株式ファンドの2025年6月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月3日から2025年6月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中

間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第20期計算期間 (2024年12月2日現在)	第21期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	225,178,381	161,689,160
投資信託受益証券	17,416,067,499	15,803,685,292
親投資信託受益証券	6,146,230	5,970,155
未収利息	616	1,550
流動資産合計	17,647,392,726	15,971,346,157
資産合計	17,647,392,726	15,971,346,157
負債の部		
流動負債		
未払解約金	29,696,389	6,036,222
未払受託者報酬	5,009,726	4,427,504
未払委託者報酬	120,233,466	106,260,093
その他未払費用	1,295,937	1,565,190
流動負債合計	156,235,518	118,289,009
負債合計	156,235,518	118,289,009
純資産の部		
元本等		
元本	5,196,353,023	5,008,910,810
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	12,294,804,185	10,844,146,338
（分配準備積立金）	8,167,719,540	7,706,215,737
元本等合計	17,491,157,208	15,853,057,148
純資産合計	17,491,157,208	15,853,057,148
負債純資産合計	17,647,392,726	15,971,346,157

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第20期中間計算期間 (自 2023年12月 1日 至 2024年 5月31日)	第21期中間計算期間 (自 2024年12月 3日 至 2025年 6月 2日)
営業収益		
受取利息	3, 995	224, 932
有価証券売買等損益	2, 829, 457, 096	△937, 082, 242
営業収益合計	2, 829, 461, 091	△936, 857, 310
営業費用		
支払利息	36, 492	—
受託者報酬	4, 249, 090	4, 427, 504
委託者報酬	101, 977, 994	106, 260, 093
その他費用	1, 570, 200	1, 565, 190
営業費用合計	107, 833, 776	112, 252, 787
営業利益又は営業損失 (△)	2, 721, 627, 315	△1, 049, 110, 097
経常利益又は経常損失 (△)	2, 721, 627, 315	△1, 049, 110, 097
中間純利益又は中間純損失 (△)	2, 721, 627, 315	△1, 049, 110, 097
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	89, 358, 326	△60, 764, 632
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	9, 124, 601, 737	12, 294, 804, 185
剰余金増加額又は欠損金減少額	785, 723, 093	240, 141, 422
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	785, 723, 093	240, 141, 422
剰余金減少額又は欠損金増加額	641, 834, 903	702, 453, 804
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	641, 834, 903	702, 453, 804
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	11, 900, 758, 916	10, 844, 146, 338

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第20期計算期間 (2024年12月2日現在)	第21期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
1. 受益権の総数	5, 196, 353, 023口	5, 008, 910, 810口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3. 3660円 (33, 660円)	3. 1650円 (31, 650円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期計算期間 (2024年12月2日現在)	第21期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第20期計算期間 (2024年12月2日現在)	第21期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	5, 050, 148, 223	5, 196, 353, 023
期中追加設定元本額	797, 271, 497	110, 741, 013
期中一部解約元本額	651, 066, 697	298, 183, 226

(参考情報)

当ファンドは「iFAST-DWS インディア・エクイティ・ファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同投資信託の受益証券です。

また、当ファンドは「ドイチェ・日本債券マザー」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。

2024年12月31日現在における同投資信託の状況及び当ファンドの中間計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。なお、以下に記載した情報は監査の対象外となっております。

1. 「iFAST-DWS インディア・エクイティ・ファンド」の状況

以下に記載した情報は、同投資信託の委託会社であるiFASTフィナンシャル・ピーティーイー・リミテッドからの情報に基づき、2024年12月31日現在の財務の状況を記載したものであります。同投資信託受益証券の2024年12月31日現在の財務の状況は、シンガポールの法律に基づき一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。

同投資信託受益証券の「貸借対照表」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」及び「組入資産の明細」は、2024年12月31日現在の財務書類の一部を翻訳したものです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。独立の監査人による監査を受けた同投資信託受益証券の財務書類から抜粋したものであります。

(1) 貸借対照表

	2024年12月31日現在 金額(シンガポールドル)
資産の部	
有価証券	154,999,354
未収入金	3,178
現金及び預金	2,941,306
資産合計	157,943,838
負債・純資産の部	
未払金	152,858
純資産	157,790,980
負債・純資産合計	157,943,838

(2) 損益計算書

	2024年12月31日に終了した事業年度 金額(シンガポールドル)
収益	
受取配当金	1,793,508
受取利息	75,192
収益合計	1,868,700
費用	
会計及び専門家報酬	120,267
監査費用	53,875
保管費用	44,118
委託者報酬	757,729
登録費用	9,225
受託者報酬	41,665
取引費用	241,785
その他費用	103,859
費用合計	1,372,523
純損益	496,177

投資純利益	21, 587, 154
外国為替予約損失	△184, 660
為替差損益	△78, 633
投資純損益	21, 323, 861
税引前純利益	21, 820, 038
課税額	△4, 855, 280
税引後純利益	16, 964, 758

(3) 純資産変動計算書

2024年12月31日に終了した事業年度
金額(シンガポールドル)

期首純資産金額	139, 061, 137
運用による純資産の増加額	16, 964, 758
設定による資金流入	6, 652, 703
解約による資金流出	△4, 887, 618
期末純資産金額	157, 790, 980

(4) 組入資産の明細

(2024年12月31日現在)

銘柄名	数量	評価額 (シンガポールドル)
Apollo Hospitals Enterprise Limited	22, 000	2, 557, 656
Ashok Leyland Limited	850, 000	2, 987, 852
Axis Bank Limited	205, 000	3, 480, 339
Bharat Electronics Limited	1, 000, 000	4, 668, 766
Bharat Forge Limited	85, 000	1, 761, 694
Bharti Airtel Limited	370, 000	9, 378, 898
Cholamandalam Investment & Finance Company Limited	70, 000	1, 324, 766
Cipla Limited	135, 000	3, 289, 843
Crompton Greaves Consumer Electricals Limited	240, 000	1, 507, 326
Cummins India Limited	57, 000	2, 971, 685
Endurance Technologies Limited.	45, 000	1, 538, 064
GAIL India Limited	1, 150, 000	3, 497, 966
Havells India Limited	120, 000	3, 194, 297
HCL Technologies Limited	140, 000	4, 277, 801
HDFC Bank Limited	357, 266	10, 087, 648
Hindalco Industries Limited	200, 000	1, 917, 859
Hindustan Unilever Limited	55, 000	2, 037, 869
ICICI Bank Limited	570, 000	11, 652, 954
ICICI Lombard General Insurance Company Limited	70, 000	1, 997, 634
Indian Hotels Company Limited	360, 000	5, 016, 454
Infosys Technologies Limited	370, 000	11, 119, 313
ITC Limited	630, 000	4, 862, 217
Kajaria Ceramics Limited	100, 000	1, 835, 638
KEI Industries Limited	36, 000	2, 542, 760
Larsen & Toubro Limited	80, 000	4, 601, 587
Mankind Pharma Limited	65, 000	2, 983, 170
Maruti Suzuki India Limited	15, 000	2, 595, 707
Max Healthcare Institute Limited	220, 000	3, 949, 888
Motherson Sumi Wiring India Limited	2, 100, 000	1, 948, 836
Mrs. Bectors Food Specialities Limited	65, 000	1, 694, 459
PI Industries Limited	38, 000	2, 233, 226
REC Limited	290, 000	2, 317, 644
Reliance Industries Limited	430, 000	8, 331, 756

SRF Limited	35,000	1,241,725
State Bank of India Limited	365,000	4,627,241
Sun Pharmaceuticals Industries Limited	235,000	7,077,244
TATA Consultancy Services Limited	80,000	5,230,931
Tata Consumer Products Limited	170,000	2,478,454
Ultratech Cement Limited	23,000	4,180,187
合計		154,999,354

2. 「ドイチェ・日本債券マザー」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(2024年12月2日現在)	(2025年6月2日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,032,664	56,770,448
国債証券	1,636,748,250	1,717,860,950
特殊債券	201,152,000	—
未収利息	9,328,696	7,833,962
前払費用	—	231,780
流動資産合計	1,873,261,610	1,782,697,140
資産合計	1,873,261,610	1,782,697,140
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
元本	1,386,657,364	1,358,551,995
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	486,604,246	424,145,145
元本等合計	1,873,261,610	1,782,697,140
純資産合計	1,873,261,610	1,782,697,140
負債純資産合計	1,873,261,610	1,782,697,140

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2024年12月2日現在)	(2025年6月2日現在)
1. 受益権の総数	1, 386, 657, 364口	1, 358, 551, 995口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1. 3509円 (13, 509円)	1. 3122円 (13, 122円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2024年12月2日現在)	(2025年6月2日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2024年12月2日現在)	(2025年6月2日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,396,218,214	1,386,657,364
期中追加設定元本額	50,473,241	0
期中一部解約元本額	60,034,091	28,105,369
期末元本額	1,386,657,364	1,358,551,995
2. 元本の内訳		
ドイツ・ライフ・プラン30	776,514,951	771,223,809
ドイツ・ライフ・プラン50	471,057,390	450,520,895
ドイツ・ライフ・プラン70	134,535,293	132,257,561
ドイツ・インド株式ファンド	4,549,730	4,549,730

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ドイチェ・インド株式ファンド

(2025 年 6 月 30 日現在)

I 資産総額	16,509,845,941 円
II 負債総額	26,693,070 円
III 純資産総額 (I - II)	16,483,152,871 円
IV 発行済口数	4,995,808,630 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	3.2994 円
(1万口当たり純資産額)	(32,994 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換について

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

5. 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

6. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金等

①資本金の額

3,078百万円（2025年6月末現在）

②発行する株式の総数

200,000株（2025年6月末現在）

③発行済株式総数

61,560株（2025年6月末現在）

④最近5年間ににおける資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数は取締役については3名以上、監査役については1名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(投資信託の運用プロセス)

①四半期毎に行われる投資戦略会議において、DWSグループ（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

②運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

③承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

④各拠点で運用ガイドライン・モニタリングを担当するチームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

⑤運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスksの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

⑥インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

⑦アセットマネジメントコンプライアンス部は、運用部から独立した立場で、ガイドライン遵守状況及び利益相反取引のチェックを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務、第一種金融商品取引業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

2025年6月末現在、委託会社の運用するファンドは63本、純資産総額は810,124百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	50本	191,502百万円
私募	単位型	株式投資信託	1本	815百万円
	追加型	株式投資信託	12本	617,808百万円
合計			63本	810,124百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 10 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

関 賢二

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)		当事業年度 (2025年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
預金	※ 1	3, 566, 951	※ 1	4, 328, 664
前払費用		53, 483		53, 664
未収委託者報酬		421, 696		435, 871
未収収益	※ 1	1, 746, 442	※ 1	1, 358, 487
未収還付消費税		-		18, 554
立替金		41, 199		29, 739
その他の流動資産		-		9, 603
流動資産計		5, 829, 774		6, 234, 586
固定資産				
投資その他の資産				
投資有価証券		1, 105		552
敷金		28, 459		31, 192
供託金		10, 000		10, 000
預託金		1, 000		1, 000
未収入金		-		78, 613
貸倒引当金		-		△ 78, 613
投資その他の資産合計		40, 565		42, 744
固定資産合計		40, 565		42, 744
資産合計		5, 870, 339		6, 277, 331

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	223, 520	247, 834
未払手数料	187, 471	195, 303
その他未払金	72, 968	6, 882
未払費用	※1 1, 195, 329	※1 1, 653, 579
未払消費税	8, 654	-
未払法人税等	39, 086	53, 693
賞与引当金	121, 599	120, 190
その他の流動負債	17, 692	263
流動負債合計	1, 866, 323	2, 277, 748
固定負債		
退職給付引当金	406, 706	383, 178
長期未払費用	27, 474	61, 821
賞与引当金	47, 037	30, 334
繰延税金負債	84	47
固定負債合計	481, 302	475, 382
負債合計	2, 347, 626	2, 753, 130
純資産の部		
株主資本		
資本金	3, 078, 000	3, 078, 000
資本剰余金		
資本準備金	1, 830, 000	1, 830, 000
資本剰余金合計	1, 830, 000	1, 830, 000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△ 1, 385, 478	△ 1, 383, 907
利益剰余金合計	△ 1, 385, 478	△ 1, 383, 907
株主資本合計	3, 522, 521	3, 524, 092
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	191	108
評価・換算差額等合計	191	108
純資産合計	3, 522, 713	3, 524, 200
負債純資産合計	5, 870, 339	6, 277, 331

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,033,825	3,047,653
運用受託報酬	224	177
その他営業収益	3,007,179	3,121,585
営業収益合計	6,041,228	6,169,416
営業費用		
支払手数料	1,406,573	1,389,203
広告宣伝費	20,134	29,096
公告費	-	540
調査費	125,890	116,288
委託調査費	426,339	476,907
情報機器関連費	137,104	132,217
委託計算費	202,709	188,834
通信費	8,824	8,657
印刷費	10,663	5,383
協会費	11,017	2,575
諸会費	1,038	792
諸経費	24,718	32,487
営業費用合計	2,375,014	2,382,985
一般管理費		
役員報酬	90,996	136,745
給料・手当	1,097,901	1,046,523
賞与	418,805	545,828
交際費	4,628	13,761
旅費交通費	21,419	32,368
租税公課	57,241	47,030
不動産賃借料	329,400	654,902
退職給付費用	98,469	88,234
福利厚生費	316,749	301,077
業務委託費	※ 1 774,694	※ 1 646,334
退職金	-	1,790
諸経費	110,740	133,704
一般管理費合計	3,321,046	3,648,301
営業利益	345,167	138,129
営業外収益		
有価証券売却益	2,999	-
有価証券償還益	-	189
雑収益	7,477	8,620
営業外収益合計	10,477	8,809

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外費用		
貸倒引当金繰入	-	78,613
為替差損	63,399	15,672
有価証券売却損	2	-
雑損失	2,736	656
営業外費用合計	66,138	94,943
経常利益	289,505	51,995
特別損失		
割増退職金	162,037	-
特別損失合計	162,037	-
税引前当期純利益	127,468	51,995
法人税、住民税及び事業税	45,706	50,424
法人税等合計	45,706	50,424
当期純利益	81,761	1,570

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	△ 1,467,239	3,440,760
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	81,761	81,761
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	81,761	81,761
当期末残高	3,078,000	1,830,000	△ 1,385,478	3,522,521

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,587	1,587	3,442,347
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	81,761
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 1,395	△ 1,395	△ 1,395
当期変動額合計	△ 1,395	△ 1,395	80,365
当期末残高	191	191	3,522,713

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	△ 1,385,478	3,522,521
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	1,570	1,570
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	1,570	1,570
当期末残高	3,078,000	1,830,000	△ 1,383,907	3,524,092

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	191	191	3,522,713
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	1,570
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△ 83	△ 83	△ 83
当期変動額合計	△ 83	△ 83	1,487
当期末残高	108	108	3,524,200

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 収益の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下の通りです。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

(貸借対照表関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
預金	2,930,930 千円	3,437,566 千円
未収収益	2,433 千円	72,964 千円
未払費用	188,760 千円	192,310 千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
業務委託費	389,267 千円	352,655 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当会計期間末 (2025 年 3 月 31 日)

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	当会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
1年以内	58,321
1年超	143,921
合計	202,242

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達を行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、投資額も必要最低額であるため、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、以下のとおりであります。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	1,105	1,105	-
資産計	1,105	1,105	-
デリバティブ取引（*1）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(427)	(427)	-
デリバティブ取引計	(427)	(427)	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（*2）預金、預り金、未払金、未収収益及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前会計期間末（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	1,105	-	1,105
資産計	-	1,105	-	1,105
デリバティブ取引				
通貨関連	-	427	-	427
負債計	-	427	-	427

（注）1．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル2に分類しております。

（注）2．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	3,566,951	-	-
未収委託者報酬	421,696	-	-
未収収益	1,746,442	-	-
投資有価証券			
その他有価証券	567	-	129
合計	5,735,658	-	129

（注）償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	552	552	-
未収入金 貸倒引当金（*1）	78,613 (78,613)		
	-	-	-
資産計	552	552	-
デリバティブ取引（*2） ヘッジ会計が適用されていないもの	(263)	(263)	-
デリバティブ取引計	(263)	(263)	-

（*1）未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（*3）預金、預り金、未払金、未収収益及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

当会計期間末（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	-	552	-	552
資産計	-	552	-	552
デリバティブ取引 通貨関連	-	263	-	263
負債計	-	263	-	263

（注）1．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル2に分類しております。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超
預金	4,328,664	-	-
未収委託者報酬	435,871	-	-
未収収益	1,358,487	-	-
投資有価証券			
其他有価証券		128	-
合計	6,123,023	128	-

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2024年 3 月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	1, 105	828	276
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	-	-	-
合計		1, 105	828	276

当事業年度 (2025年 3 月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	552	396	155
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	-	-	-
合計		552	396	155

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	10, 696	2, 999	2

当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	634	189	-

(注) 上記その他有価証券の「売却額」、「売却益」には「償還額」、「償還益」が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度 (2024年3月31日)

通貨関連 (時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	ユーロ	533,171	-	△ 296	△ 296
	買建				
	ユーロ	26,233	-	△ 131	△ 131
合計		559,405	-	△ 427	△ 427

当事業年度 (2025年3月31日)

通貨関連 (時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	ユーロ	218,913	-	△ 524	△ 524
	買建				
	ユーロ	293,238	-	260	260
合計		512,151	-	△ 263	△ 263

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)		
	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	494,477	398,884
勤務費用	52,890	47,279
利息費用	6,531	6,956
数理計算上の差異の発生額	△3,477	△17,262
退職給付の支払額	△151,934	△66,498
転籍者調整額	395	△7,533
退職給付債務の期末残高	398,884	361,825

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)		
	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	398,884	361,825
未積立退職給付債務	398,884	361,825
未認識数理計算上の差異	7,822	21,352
貸借対照表に計上された負債の純額	406,706	383,178
退職給付引当金	406,706	383,178
貸借対照表に計上された負債の純額	406,706	383,178

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)		
	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	52,890	47,279
利息費用	6,531	6,956
数理計算上の差異の費用処理額	△2,452	△3,732
確定給付制度に係る退職給付費用	56,970	50,504

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	1.75%	2.26%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 41,498 千円、当事業年度 37,730 千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	653,069	623,579
未払費用	287,979	277,782
減価償却超過額	172,876	217,794
退職給付引当金	124,533	120,777
賞与引当金	52,468	46,491
貸倒引当金	-	24,779
長期未払費用	7,580	18,917
未払事業税	9,167	8,428
その他未払金	22,342	-
その他	1,578	1,507
繰延税金資産小計	1,331,597	1,340,060
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注 2)	△ 653,069	△ 623,579
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 678,527	△ 716,480
評価性引当額小計 (注 1)	△ 1,331,597	△ 1,340,060
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 84	△ 47
繰延税金負債合計	△ 84	△ 47
繰延税金資産 (負債) の純額	△ 84	△ 47

(注 1) 評価性引当額が 8,463 千円増加しております。主な要因は、所得税法等の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 13 号) に基づく、2027 年 4 月以降に解消する見込みである繰延税金資産の認識額増加によるもの及び当期の見込みの課税所得に対して充当される繰越欠損金に対する評価性引当額の取り崩しによる減少によるものであります。

(注 2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	-	653,069	653,069
評価性引当額	-	-	-	-	-	△ 653,069	△ 653,069
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	302,181	321,397	623,579
評価性引当額	-	-	-	-	△ 302,181	△ 321,397	△ 623,579
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：％)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6	30.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3	5.4
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	22.5	96.1
評価性引当額	△ 24.4	△ 37.8
その他	5.8	2.7
税効果会計適用後の法人税の負担率	35.9	97.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。この変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、記載を省略しております。
- 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 5. 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

- 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

- 地域ごとの情報

- (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	ルクセンブルク	ドイツ	その他	合計
3,044,418	1,056,103	802,105	717,975	420,625	6,041,228

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

- (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：千円)

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	1,038,529	投資運用業
DWS Investment S.A.	802,105	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	ルクセンブルク	ドイツ	その他	合計
3,047,830	1,152,050	654,578	641,784	673,171	6,169,416

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：千円)

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	1,135,864	投資運用業
DWS Investment S.A.	654,578	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktien-Gesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,106,436千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 79 %	資金預入			*2 預金	2,930,930
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの授受	*1 IT、管理顧問サービス	275,291	未払費用	188,760

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	4,987 百万ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 79 %	資金預入 サービスの提供	*2 IT、管理部門サービス	137,470	*1 預金 未収収益	3,437,566 70,850
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの提供	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	215,184 2,099	未収収益 未払費用	2,114 192,310

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当座預金口座を開設しております。
- *2 当該会社とのサービス契約に基づき、当社の I T 環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	43,788 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス	492,085	未払費用	341,010
同一の 親会社 を持つ会社	BREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*3 その他営業収益	1,038,529	未収収益	486,786
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment Management Americas Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	96,284 10,058	未収収益	108,432
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益 *4 委託費	33,706 43,193 329,647	未払収益 未払費用	81,840 264,010
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,877 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*3 その他営業収益	802,105	未収収益	480,795
同一の 親会社 を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*3 その他営業収益	215,004	未収収益	137,705
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Group Services UK Limited	英国 ロンドン	21,500 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	94,397	未払費用	91,410
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Asset Mgmt (Korea) Co Ltd.	韓国 ソウル	19,410,825 千韓国ウォン	投資運用業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	9,821 31,876	未収収益	67,093

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当座預金口座を開設しております。
- *2 当該会社とのサービス契約ないし、当社の I T 環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用若しくは受領した収益の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *4 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	43,798 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス	815,837	未払費用	704,819
同一の親会社 を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	119,328 1,135,864	未収収益	312,727
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investment Management Americas Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益 *4 委託調査費	73,125 94,328 2,298	未収収益 未払費用	14,110 101,637
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益 *4 委託調査費	62,500 94,328 373,709	未収収益 未払費用	88,068 249,296
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,877 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	229,537 654,578	未収収益 未払費用	238,302 9,781
同一の親会社 を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益 *4 委託調査費	5,869 295,331 73,299	未収収益 未払費用	154,826 39,988
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investments UK Limited	英国 ロンドン	82,000 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	96,065 424,698	未収収益 未払費用	168,020 4,257
同一の親会社 を持つ会社	DWS Group Services UK Limited	英国 ロンドン	21,500 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	119,504 2,313	未収収益 未払費用	2,302 111,428
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investments Singapore Limited	シンガポール シンガポール	96,700 千 シンガポールドル	投資運用業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	42,633 74,313	未収収益	86,339
同一の親会社 を持つ会社	DWS Asset Mgmt (Korea) Co Ltd.	韓国 ソウル	19,410,825 千韓国ウォン	投資運用業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	2,075 68,898	未収収益	65,424
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investments Hong Kong Limited	香港 香港	238,600 千 香港ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	133,817 35,646	未収収益 未払費用	50,039 112,202

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当座預金口座を開設しております。
- *2 当該会社とのサービス契約ないし、当社の I T 環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用若しくは受領した収益の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *4 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場
DB Beteiligungs-Holding GmbH ニューヨーク証券取引所に上場
DWS Group GmbH & Co. KGaA フランクフルト証券取引所に上場

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	57,224.06 円	57,248.22 円
1株当たり当期純利益	1,328.15 円	25.51 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益 (千円)	81,761	1,570
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益 (千円)	81,761	1,570
期中平均株式数 (株)	61,560	61,560

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

ドイチェ・インド株式ファンド

約 款

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託

ドイチェ・インド株式ファンド

約 款

運 用 の 基 本 方 針

約款第23条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の積極的な成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として円建ての外国投資信託である i F A S T－DWS インディア・エクイティ・ファンドおよび証券投資信託であるドイチェ・日本債券マザーの投資信託証券への投資を通じて、インドの証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）に上場されている株式（これに準ずるものを含みます。）に実質的な投資を行います。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
ドイチェ・インド株式ファンド 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金275,120,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年11月30日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については275,120,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託の受益権は、2007年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」と

います。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。))。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2006年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応じることができます。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができます。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第6項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める日には、第1項による受益権の取得の申込みに応じないものとします。

- ④ 委託者は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)

があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

- ⑤ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。
- ⑥ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑦ 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑧ 第6項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第14条 （削除）

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第17条 （削除）

第18条 （削除）

第19条 （削除）

第20条 （削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第21条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（投資の対象とする有価証券等）

第22条 この信託において投資の対象とする有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、円建ての外国投資信託である i F A S T－D W S インディア・エクイティ・ファンドおよび証券投資信託であるドイチェ・日本債券マザーの受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次に掲げるものとします。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前第1号および第2号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第23条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（保管業務の委任）

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管および投資信託証券の登録の管理）

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

- ② 信託財産に属する外国投資信託証券については、受託者名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

（混蔵寄託）

第26条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第28条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約請求および有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第29条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券に係る配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券に係る配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2004年12月20日から2005年11月30日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の計算期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は信託財産の規模等を考慮して、期中にあらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。

(信託報酬等)

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の125の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸費用および信託報酬ならびに当該諸費用および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第38条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第41条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第39条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融

機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、2007年1月4日以降においても、第40条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込に応じたものとし、当該取得申込により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第40条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第41条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
- ④ 2007年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、2007年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、
- ⑤ 委託者は、別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、
- ⑥ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付け

を取り消すことができます。

- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定により、信託契約を終了させる場合には、第42条の規定にしたがいます。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第41条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

- 第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

（信託期間の延長）

第49条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者にとって有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用状況に係る情報の提供）

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条 （削除）

第2条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 この約款において「短期社債等」とは、社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、

商工組合中央金庫法第33条の2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。

第4条 2006年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条（受益証券の種類）から第20条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

2004年12月20日（信託契約締結日）

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

付 表

1. 約款第13条第3項および第41条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

インドの証券取引所の休業日

シンガポールの銀行休業日およびその前営業日